

# 生徒保健課だより 臨時発行号

令和5年1月10日  
酒田西高等学校定時制

令和5年の授業が今日から始まります。

昨年末に庄内消費生活センターから、庄内地区でも消費トラブルが複数発生しているという連絡が入りました。特に20歳前後の若者に、トラブルが多く注意してもらいたいということで、その内容です。



<https://www.pref.yamagata.jp/documents/4782/concr0501.pdf>

## 「副業さがし」と「出会い系サイト」のうまい話しには必ず裏がある スマホに出てくる「簡単に稼げる」という広告に注意を！！

### 好意を利用されないで！相手は「サクラ」かも！！

19歳から20歳代前半の若者からの相談が増えています

うまい話しには必ず裏があります。だまされないでください！！

事例1 インターネットで「チャットで相談にのるだけ」という副業の広告を見て、副業サイトに登録したところ、報酬を受け取るための手数料などを次々と支払わされた。

事例2 「メールアドレス変更しました」と間違いメールが来たので、「間違えていますよ」と返事をした。相手は女優のタマゴで、「事務所に知られず2人だけでやりとりしたい」と出会い系サイトに誘われたので登録をした。やりとりをするためにポイントの購入が必要だと言われ、総額何十万円も支払ったが、なかなかやりとりができず、相手との連絡も途絶えてしまった。だまされたと気づいた。

### \*\*\* トラブルにあわないために \*\*\*

- 「簡単に稼げる」などという言葉のをのみにしないようにしましょう。
- SNS上で知り合った相手を安易に信用しないようにしましょう。
- 「登録料」「手数料」などの名目でお金を請求されたら要注意です。

登録時は無料であっても、登録後に様々な名目でお金を請求される可能性があります。

- やりとりの内容は、削除せず、スクリーンショット等で記録しておきましょう。トラブルになったときの証拠となります。

### 消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』→最寄りの消費生活センターにつながります。

(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ(24時間対応)

## 成年年齢引き下げ後 18歳・19歳の消費トラブルの状況（2022.4～10）

今年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、半年以上が経過しました。成年になりたての18歳・19歳の消費者トラブルに関する相談で多いものは次のとおりです。

独立行政法人国民生活センターの資料より

- 1位「脱毛エステ」お試しのつもりで店舗に行ったら、強引に勧誘され高額契約をしてしまった。
- 2位「出会い系サイト・アプリ」SNSで知り合った相手に誘引され出会い系サイトで高額課金。
- 3位「商品一般」身に覚えのないものの支払いを請求される架空請求など。
- 4位「他の内職・副業」ネット検索やSNS広告を見て副業サイトに登録したが儲からない。
- 5位「賃貸アパート」管理会社への不満、退去時の原状回復トラブル。
- 6位「アダルト情報」アダルトサイトを見ていたら「登録完了」の画面になり高額請求がきた。
- 7位「医療サービス」脱毛の無料体験施術の後、高額なコースを勧誘されて断り切れず契約した。
- 8位「他の健康商品」安価だったので1回限りのつもりでサプリを注文したら、定期購入だった。
- 9位「役務その他サービス」副業サポート契約など。
- 10位「脱毛剤」割引になっていたので脱毛剤を注文したら、定期購入が条件だった。

### ★広告や勧誘の文言をうのみにしない！

「お試し価格」「すぐに儲かる」などのうまい言葉を

うのみにしないようにしましょう。



### ★契約は慎重に！

契約内容、契約期間、支払総額をしっかりと確認し、納得したうえで契約しましょう。

### ★必要がなければ「契約しない」ときっぱり断りましょう！

★困ったり不安に思ったりしたら、すぐに消費生活センターに相談しましょう！

## 庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1（山形県庄内総合支庁1階）

《開設時間》 午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください（要予約）。

☆消費者ホットライン（188）もご利用ください☆